

昭和27年 医師・柔道整復師比較表

昭和27年診療報酬点数表 (医師)

昭和24年社会保険診療請求質疑便覧 (抜粋)

一点と円 甲地一点11円 乙地一点10円

初診	四點
時間外加算	二點
再診	二點
往診	五點

- 一、片道半里を超ゆる場合は半里又は其の端数を増す毎に五點を加ふ。
- 二、診療時間一時間超ゆる場合は一時間毎に四點を加ふ。
- 三、同一家屋内に二人以上の患者ある場合は一人に付一點加算。
- 六、夜間、難路、暴風雨雪時の往診は各十割増とす。

手術料

切開、創傷處理、手術

切開、創傷處理、手術の點數は初診時施點數。爾後の繃帶交換は處置料の創傷及皮膚科處置の點數に移行。

下顎骨骨折手術	九〇點
鎖骨骨折観血手術 (ギプス固定を含む)	一五〇點
四肢骨折 (複雑を含む) 観血手術	
イ、大腿骨	二八〇點
ロ、下腿骨	一七〇點

昭和27年 2月25日 保発第8号 柔道整復師施術点数表

甲地10円 乙地9円

一点は10円

初檢料	四點
再檢料	—
往療料	五點

註 片道半里又はその端数を増す毎に三點を加える。

骨折の部 (不全骨折を除く)

部 位	整復料	後療料
鎖 骨	二〇点	五點
肋 骨	二〇点	五點
上 膊 骨	四〇点	六點

ハ、上膊骨	一七〇點
ニ、前膊骨	一七〇點
ホ、その他	六〇點
鎖骨骨折固定術	一五點
肋骨骨折固定術	一五點

四肢骨折整復固定術

イ、大腿骨	五〇點
ロ、下腿骨	四〇點
ハ、上膊骨	四〇點
ニ、前膊骨	三〇點
ホ、腕・足骨折	二五點
ヘ、指・趾・掌・蹠骨	二〇點

前膊 両骨	三〇点	六点
尺 骨	二〇点	五点
橈 骨	二〇点	五点
腕掌 指骨	一五点	四点
大 腿 骨	四五点	七点
下腿 両骨	四〇点	六点
脛 骨	二五点	六点
腓 骨	二〇点	五点
足 根 骨	二〇点	五点
蹠 趾 骨	一五点	四点

- 註 1. 鎖骨、肋骨、上膊骨、前膊両骨、尺骨、橈骨、脛骨、腓骨及び足根骨の整復料に限り所定点数に四点、大腿骨の整復料は一四点加算。
2. 関節骨折又は脱臼骨折の場合の整復料及び後療料は骨折の部に準じ後療回数及び施療延日数はその三割増とする。

不全骨折の部

部 位	固定料	後療料
胸 骨	八点	五点
上 膊 骨	七点	五点
前 膊 骨	七点	五点
腕掌 指骨	五点	四点
骨 盤 骨	一〇点	七点
大 腿 骨	八点	六点
膝 蓋 骨	七点	六点
下 腿 骨	七点	五点
足 根 骨	六点	五点

四肢關節離開術

イ、肩胛關節	二五〇點
ロ、肘關節	一五〇點
ハ、腕關節	一五〇點
ニ、股關節	三〇〇點
ホ、膝關節	二〇〇點
ヘ、足關節	一五〇點

下顎骨脱臼整復術	六點
脊椎脱臼整復術	四〇點

四 肢

肩胛骨關節脱臼整復術	三〇點
肘關節脱臼整復術	二〇點
腕關節脱臼整復術	一〇點
股關節脱臼整復術	五〇點
膝關節脱臼整復術	二〇點
足關節脱臼整復術	一〇點
指・趾關節脱臼整復術	一〇點

蹠 趾 骨 五 点 四 点

註 胸骨、上膊骨、前膊骨、膝蓋骨、大腿骨、下腿骨及び足根骨の固定料に限り所定点数に二点加算。

脱臼の部

部 位	整復料	後療料
下顎 關節	六 点	四 点
肩 關 節	三〇 点	七 点
肘 關 節	二〇 点	六 点
腕 關 節	一〇 点	五 点
掌指部關節	一〇 点	四 点
股 關 節	五〇 点	七 点
膝 關 節	二〇 点	六 点
足 根 骨	一〇 点	五 点
蹠趾部關節	一〇 点	四 点

- 註 1. 不全脱臼の点数及び回数は捻挫の部に準ずる。
 2. 脱臼の際不全骨折をともなった場合の点数及び回数は脱臼の部に準ずる。

打撲の部

處 置 料

各科處置にて其の項に記載なきものは創傷處置に準ずものとす

創傷（火傷、電撃傷、薬傷、凍傷を含む）及皮膚科處置

患部の範囲	程度	
	感染し分泌物 多きもの瘻孔 を有すもの	分泌物少量と なりたるもの、 單純なもの
イ、一指趾若しくは三指趾 或は之に準ずる範囲のもの	三點	二點
ロ、手、足或は之に準ずる範囲 のもの	四點	三點
ハ、手及指或足及趾に亘るもの	五點	四點
ニ、半肢或は之に準ずる範囲の もの	七點	五點
ホ、頭部或は頸部又は顔面の大 部に亘るもの	七點	五點
ヘ、一肢或は之に準ずる範囲の もの	一〇點	六點
ト、二肢或は全腹又は之に準ず る範囲のもの	一五點	七點
チ、軀幹の大部分或は軀幹の一 部竝に四肢に亘るもの	二〇點	一〇點

註 患部の範囲に據りて請求すべし。

部 位	施療料
頭 部	五點
顔 面 部	五點
頸 部	五點
胸 部	五點
背 部	五點
上 膊 部	五點
前 膊 部	五點
掌 部	四點
指 部	三點
腰 臀 部	六點
大 腿 部	六點
下 腿 部	五點
足 趾 部	五點
趾 部	三點

註 胸部、背部、腰臀部及び大腿部の初回の施療料に限り所定
点数に二點加算。

捻挫の部

部 位	施療料
頸 部	五點
肩 部	七點
肘 部	六點
胸 部	五點
掌 指 部	四點
腰 股 部	七點
膝 部	六點

四肢ギブス繃帯

イ、胸部及上膊部に取ぶもの	一五〇點
ロ、胸部より前膊乃至手部に及ぶもの	一六〇點
ハ、上膊より前膊乃至手部に及ぶもの	八〇點
ニ、前膊乃手部に及ぶもの	五〇點
ホ、腰部より足部に及ぶもの	一八〇點
ヘ、大腿より足部に及ぶもの	一〇〇點
ト、下腿より足部に及ぶもの	六〇點

理學的療法料

電氣療法	二點
チアテルミー療法	二點
超短波治療	二點
長波治療	二點
赤外線治療	二點
紫外線治療	二點

足根部 五點

蹠趾部 四點

註 腰股部及び膝部の初回の施療料に限り所定点数に二点まで加算。

- 一、骨折の部註1. 並に不全骨折の部、打撲の部、捻挫の部、の各註は使用材料を多量に要しその価格が高額で所定点数でまかなえない場合に限り適用するものとする。
- 二、前項の使用材料は繃帯、綿、ガーゼ、副木類及び外用薬とする。

限界線（ブツキー線）治療 毎一〇〇r	五點
マッサージ	二點
熱氣浴	二點
薬浴	二點
整形外科理學的後療法	三點

註 マッサージ、熱氣浴、電氣療法、濕布處置等中二種以上を併施したる場合に限る。

備考

上記一覧は「原本写し抜粋」です。

- 注意 1. 医師点数表の再診料が柔道整復師は欠落。
2. 医師は「骨折」はあるが「不全骨折」は無い。
3. 医師の「骨折の固定料」が柔道整復師の「不全骨折」に相当。
4. 医師の骨折・不全骨折・脱臼の整復後の処置料は「一般処置料」を採用。
5. 柔道整復師の骨折・不全骨折・脱臼の後療処置料は医師の場合と同様の処置料の採用。
6. 本件で打撲・捻挫の後療処置料の不在理由は、もともと医師の場合、初回処置と後療の区別は無い。

以上のような注意は算定基準考の場合の基本注意事項です。